

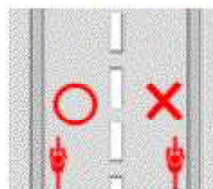
令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転中の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます。自転車安全利用五則を始めとする自転車の交通ルールを今一度再確認し、自転車も「車両の仲間」という意識で、交通ルールを守って安全・安心に利用しましょう。

『自転車安全利用五則』

1 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別のある道路では、原則、車道を通行しなければいけません。
また、道路では左側を通行しなければいけません。



例外的に歩道を通行する場合、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなければいけません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。



一時停止標識のある場所などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

3 夜間はライトを点灯

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止



お酒を飲んで運転することは、自動車の場合と同じく禁止されています。

5 ヘルメットを着用

交通事故による被害を軽減させるため、自転車に乗車する場合には、乗車用ヘルメットを着用するように努めなければなりません。

